

佐倉市補助金等の交付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付に関する基本的事項を定めることにより、予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が公益上必要があると認める場合において、市以外のものに対し交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地並びに団体名及び代表者名）
- (2) 補助金等の交付を受けようとする年度
- (3) 補助事業等の名称及び目的
- (4) 補助事業等に要する経費
- (5) 着手年月日及び完了予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業等の目的及び内容に応じて、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、次に掲げる事項を当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金等の交付の

決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算で定めるところに違反していないか。
- (2) 補助事業等の目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りはないか。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項を修正して交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定める条件を付することができる。

2 前項の規定により付する条件には、当該補助事業等の完了後においても従うべき事項を含めることができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、書面により申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、第4条第1項の審査により補助金を交付することが適正でないと認めたときは、その旨を書面により申請者に速やかに通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定により通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等の内容又はこれに係る予算の変更（市長が別に定める軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、当該補助事業者等に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(事情の変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第12条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、補助事業等が補助金等の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書に市長が別に定める書類を添付して市長に速やかに提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る本市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(額の確定)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において

は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者等に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(交付の請求)

第16条 第6条の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、当該交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出は、第14条の通知を受けた後に行うものとする。ただし、次条の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、この限りでない。

(交付の特例)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき額の確定があった場合においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものとする。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助金等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。